

長崎労働局発表
令和6年6月21日（金）
公開 頭撮り可（諮問まで）

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃金室長 山本 浩明
賃金指導官 池田 和美
電話 095-801-0033
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

「長崎県最低賃金」の改正の調査審議がスタートします ～7月1日、長崎地方最低賃金審議会に改正の調査審議を諮問～

長崎労働局長（倉永 圭介）は、下記により開催される令和6年度第1回長崎地方最低賃金審議会において、「長崎県最低賃金」（現行時間額898円）の改正について調査審議の諮問を行います。

これを受けて同審議会では、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など長崎県最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議が行われます。

記

1 日時

令和6年7月1日（月） 午前10時30分より

2 場所

長崎労働局 8階会議室
（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル）

3 議題（予定）

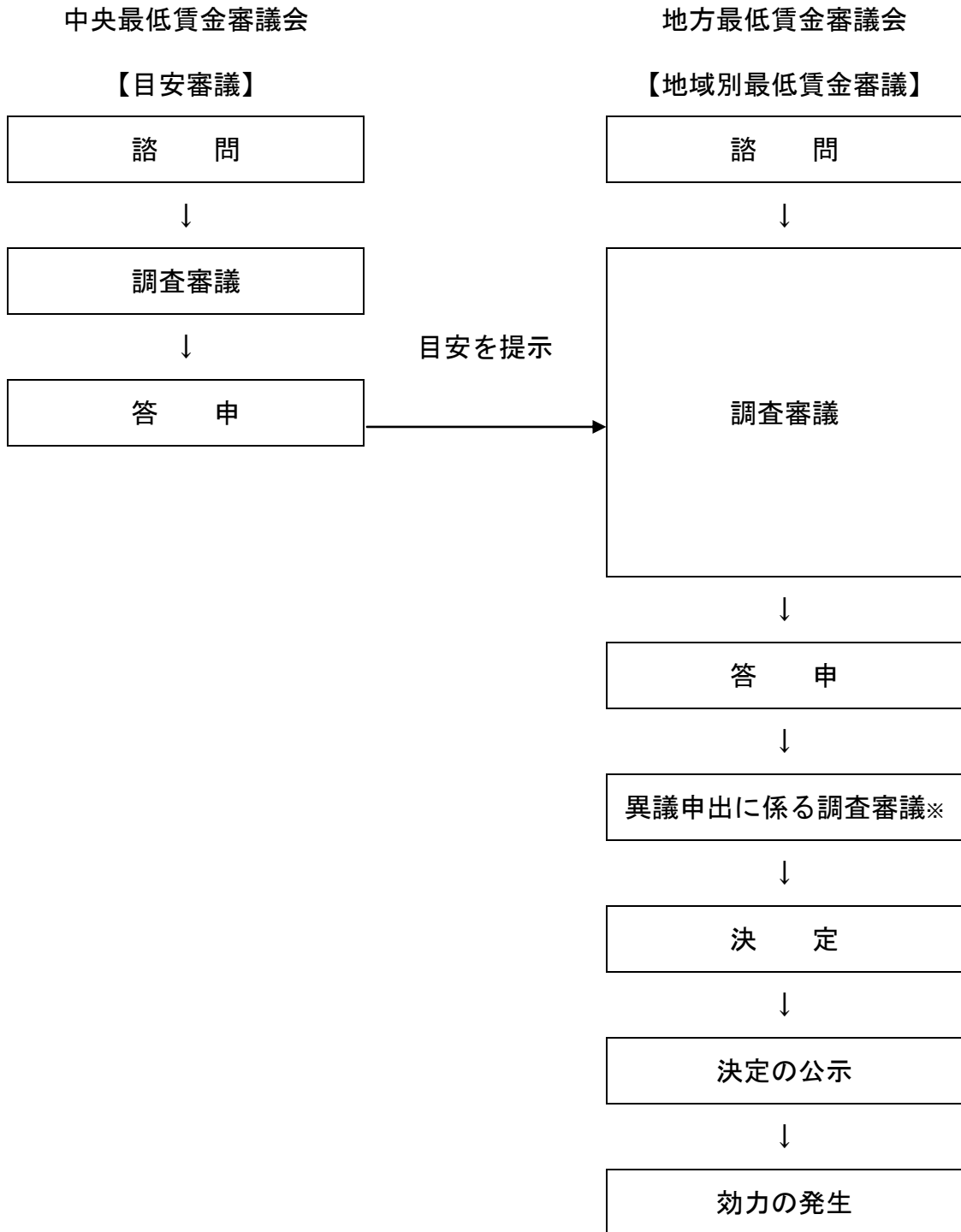
- （1）長崎県最低賃金の改正諮問について
- （2）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
 - ① 専門部会の設置について
 - ② 専門部会の決議について
- （3）参考人の意見聴取について
- （4）事業場実地視察について
- （5）審議日程等について
- （6）その他

4 取材について

傍聴または取材を希望される方は、別添「令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載の電子メール等にて、令和6年6月27日（木）17時15分までにお申し込みください。



地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

【参考事項】

- 1 地方最低賃金審議会は労働局長の諮問機関であり、その委員は、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成されている。(長崎労働局ホームページの委員名簿を参照)
- 2 今後、上記審議会は中央最低賃金審議会(厚生労働省に設置)から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情(経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等)に応じた最低賃金改正のための調査審議を行うことになる。
- 3 現在の長崎県最低賃金は、昨年の改正で45円引き上げられ時間額898円となり、令和5年10月13日に発効している。

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力(最低賃金法)をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則(最賃法第40条:50万円以下の罰金)が定められている。

●目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を複数のランク(令和4年度まではA~Dの4つ、令和5年度からはA~Cの3つ)に分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

令和5年度の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都最低賃金は1,113円で最も高く、全国加重平均は1,004円である。

令和5年度のCランクには、福岡(Bランク941円)を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は佐賀900円、大分899円、長崎、熊本898円、宮崎、鹿児島897円、沖縄が896円である。

●今後のスケジュール

今後、長崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安(令和5年度は令和5年7月28日に答申)を参考に、地域の実情(経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等)に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て長崎労働局長が決定する。

令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和6年7月1日（月）午前10時30分から
- 2 場 所 長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル）
- 3 議 題 長崎県最低賃金の改正諮問について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、別紙1「令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。
申込締切日は、令和6年6月27日（木）17時15分必着です。
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
 - (3) 当日、入室の際に傍聴整理券を配付します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 その他
 - (1) 傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担 当）賃金指導官 池田 和美

電 話 : 095-801-0033

電子メール: chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

長崎労働局 労働基準部 賃金室 あて

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

令和6年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書

郵便番号		電話番号	
所在地又は住所			
所属団体又は勤務先			
氏	名		

※ 窓口に持参された場合を除き、書面到着の旨を当方よりご連絡いたします。

事務局確認欄

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- ・当日は手洗い等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指消毒にご利用ください。
- ・以下に該当する場合には、傍聴をお控えいただくようお願いいたします。
 - 発熱等の風邪症状が見られる方

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないでください。
 - 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - 3 携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
 - 4 写真撮影やビデオカメラ、ICレコーダー等の使用はご遠慮ください。
(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。)
 - 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
 - 6 審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
 - 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕及び拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
 - 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン及び腕章等は会場内で着用しないでください。
 - 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
 - 10 その他、長崎地方最低賃金審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- * これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退出を命じることがあります。